## 第13回 松原市薬剤師大会

「薬剤師・薬局を取り巻く最近の課題」

~職能を発揮できるか現状と今後~

令和7年10月19日(日) 一般社団法人大阪府薬剤師会 まつばらテラス 会長 乾 英夫

## 第13回 松原市薬剤師大会

## 「薬剤師・薬局を取り巻く最近の課題」

~職能を発揮できるか現状と今後~

一般社団法人大阪府薬剤師会 会長 乾 英夫

本演題に関連して著者に開示すべき COIはありません。

## 一般社団法人 大阪府薬剤師会

(大阪府薬剤師会定款 第3条)

本会は、日本薬剤師会・都道府県薬剤師会並びに大阪府内に所在する地域及び職域の薬剤師会との連携のもと、薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発展を図ることにより、大阪府民の健康な生活の確保・向上に寄与することを目的とする。

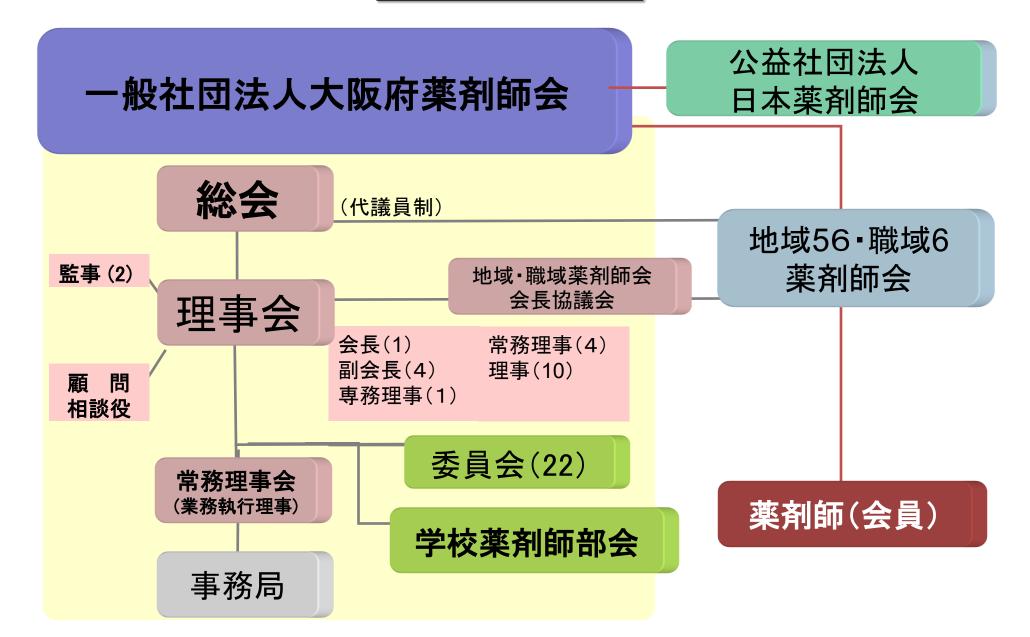
設 立: 明治23(1890)年1月11日

所 在 地: 大阪市中央区和泉町1丁目3番8号

会 長: 乾 英夫

**会 員 数:** 7,633名 (令7年3月現在)

## 組織図



## 【目的】

医薬品を正しく使用す ることの大切さ、そのた めに薬剤師が果たす 役割の大切さを一人 でも多くの方に知ってい ただくために、毎年10 月17日~23日の一週 間、ポスターを用いた 広報や、地域住民に 向けたイベントなどの積 極的な啓発活動を通 じ、国民の保健衛生 の維持向上に寄与す ることを目的としていま す。



## 薬と健康の週間影響

令和7年10月17日金~23日金

厚生労働省/都道府県/日本薬剤師会及び都道府県薬剤師会

文部科学省/独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)/日本製薬団体連合会/日本製薬工業協会/全日本医薬品登録販売者協会/日本医薬品登録販売者 全国配置業協会/日本書主営協会/日本形書販売業協会/日本チェーンドラップストア協会/日本保険業局協会/海薬・サけい利利用防止サンター

## 葉と健康の遺間



大阪府知事賞

2025年 10/17金~23末



ポスター・小学生の部

中山 咲依さ

目録市立専川小学校(6年生

ポスター・中学生の部

増原 早希さん 共販市立 乗島中学校 (3年生

大阪府 薬剤師 会長賞

ググるより

薬のプロに 聞く安心

大渡・一佳さん



## 第110回薬剤師国家試験の結果について

令和7年2月22日、23日実施令和7年3月25日合格発表

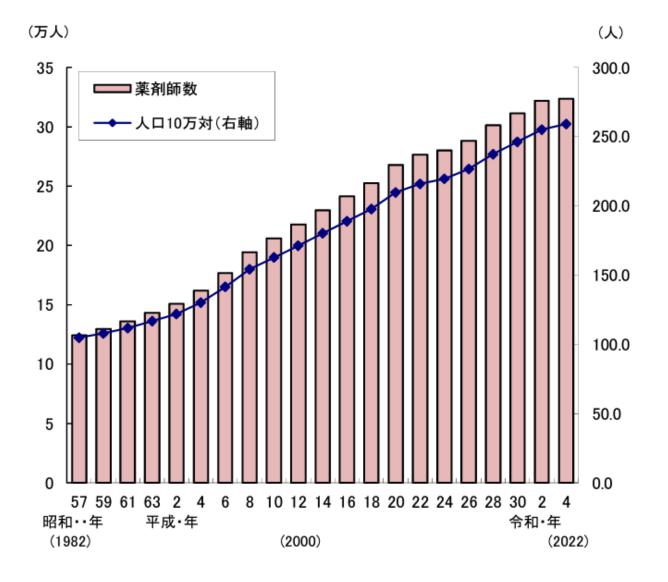
#### (1)男女別合格率①

区分	総数	E S	男	5	Z
出願者	14,825名	5,719名	(38.58%)	9, 106名	( 61. 42%)
受 験 者	13, 310名	4, 988%	(37.48%)	8, 322名	( 62. 52%)
合格 者	9, 164名	3, 219%	(35. 13%)	5, 945名	( 64. 87%)
合格率	68.85%	64.	53%	71.	44%

#### (2)男女別合格率②

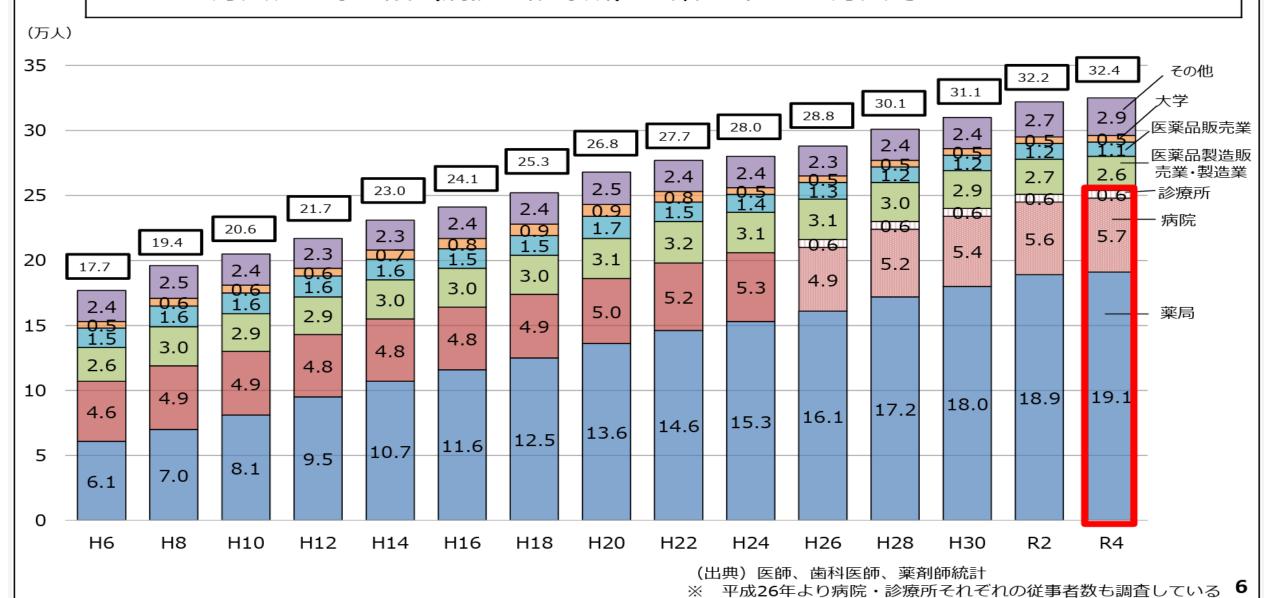
区	分	総数	5	男	5	Z
6年制 新卒	出願者	9, 191名	3,275名	(35.63%)	5,916名	(64.37%)
	受験者	8,061名	2,764名	(34. 29%)	5, 297名	(65.71%)
	合格者	6,849名	2, 315名	(33.80%)	4, 534%	(66.20%)
	合格率	84. 96%	83. 76%		85. 60%	
6 年制 既卒	出願者	5, 396名	2, 306名	(42.74%)	3,090%	(57.26%)
	受験者	5,039名	2, 108名	(41.83%)	2,931名	(58. 17%)
	合格者	2,214名	860£	(38.84%)	1, 354%	(61. 16%)
	合格率	43. 94%	40. 80%		46. 20%	
その他	出願者	238名	138名	(57.98%)	100名	(42.02%)
	受験者	210名	116名	(55. 24%)	94%	(44. 76%)
(旧4年制 卒、受験資	合格者	101名	44%	(43.56%)	57名	(56.44%)
格認定者)	合格率	48. 10%	37.	93%	60.	64%

		薬剤師数 (人)	增減率 (%)	人口10万対 (人)
昭和 57 年	(1982)	124 390		104.8
59	('84)	129 700	4.3	107.9
61	('86)	135 990	4.8	111.8
63	(88')	143 429	5.5	116.8
平成 2年	('90)	150 627	5.0	121.9
4	('92)	162 021	7.6	130.2
6	('94)	176 871	9.2	141.5
8	('96)	194 300	9.9	154.4
10	('98)	205 953	6.0	162.8
12	(2000)	217 477	5.6	171.3
14	('02)	229 744	5.6	180.3
16	('04)	241 369	5.1	189.0
18	('06)	252 533	4.6	197.6
20	(80')	267 751	6.0	209.7
22	('10)	276 517	3.3	215.9
24	('12)	280 052	1.3	219.6
26	('14)	288 151	2.9	226.7
28	('16)	301 323	4.6	237.4
30	('18)	311 289	3.3	246.2
令和 2 年	('20)	321 982	3.4	255.2
4	('22)	323 690	0.5	259.1



## 薬剤師数の推移

○ 令和4年12月31日現在における届出薬剤師数は32.4万人、このうち薬局薬剤師数は19.1万人、医療施設(病院・診療所)の薬剤師は6.2万人である。

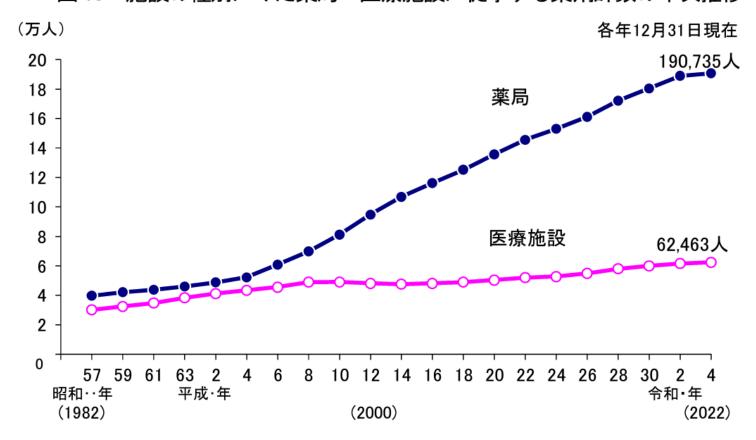


### (2) 薬局・医療施設に従事する薬剤師数

### 1) 施設の種別にみた薬剤師数

薬局・医療施設(病院・診療所)に従事する薬剤師を施設の種別にみると、「薬局」が190,735人、「医療施設」が62,463人となっており、これを年次推移でみると、「薬局」は大幅に増加しており、「医療施設」は増加傾向が続いている(図13)。

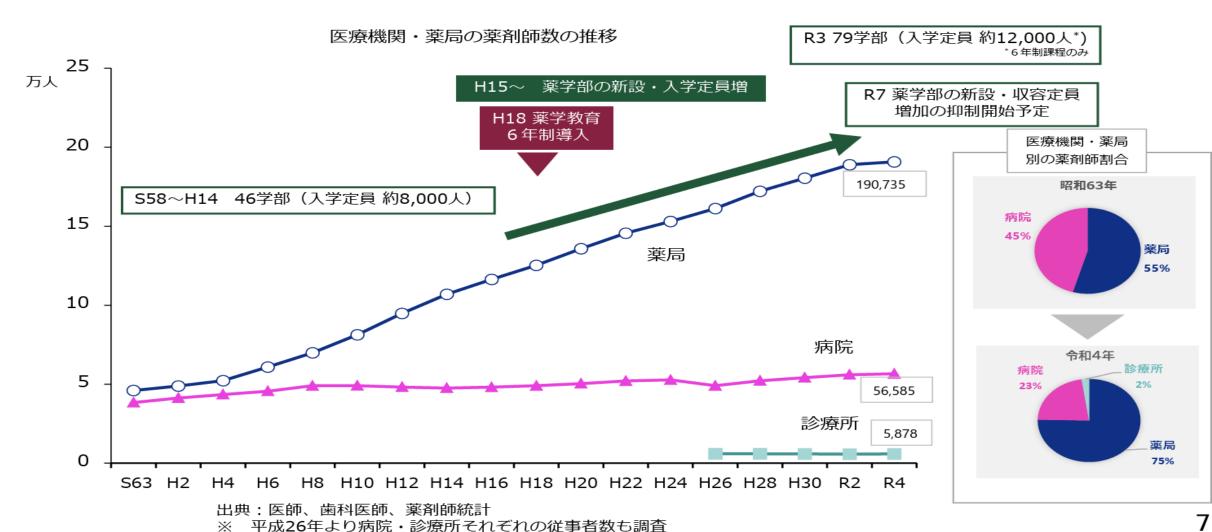
図13 施設の種別にみた薬局・医療施設に従事する薬剤師数の年次推移



## 医療機関・薬局に従事する薬剤師数の推移

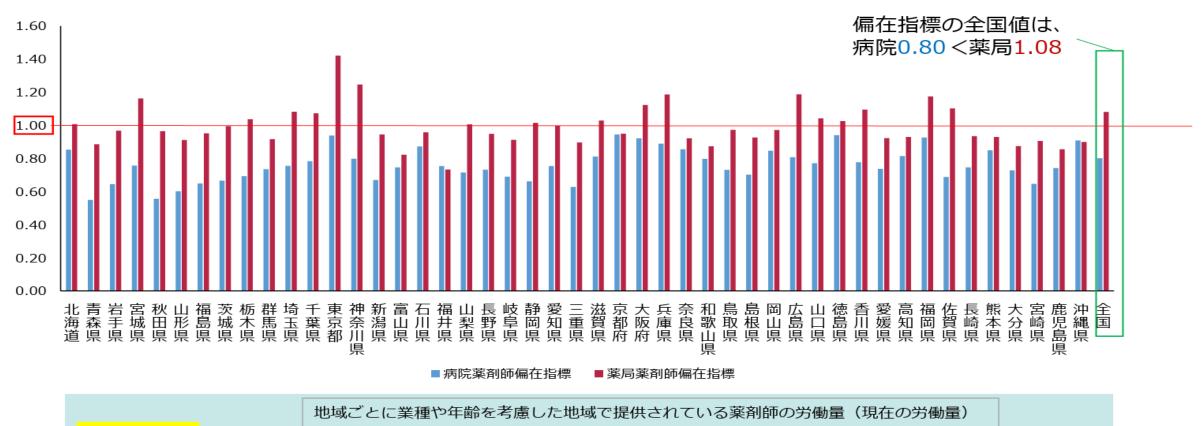
中医協 . 25

医療機関・薬局に従事する薬剤師の総数は増加している。特に、薬局薬剤師は年々増加しており、令和4年には、医療機関・薬局に 従事する薬剤師の75%を占めている。



### 現在の人口比率を用いた偏在指標(現在の医療需要の反映)

- 薬剤師偏在指標が1.0を超える病院薬剤師数を確保している都道府県はなかった。
- 〇 薬局薬剤師数に関しては、18都道府県で偏在指数が1.0を超えていた。



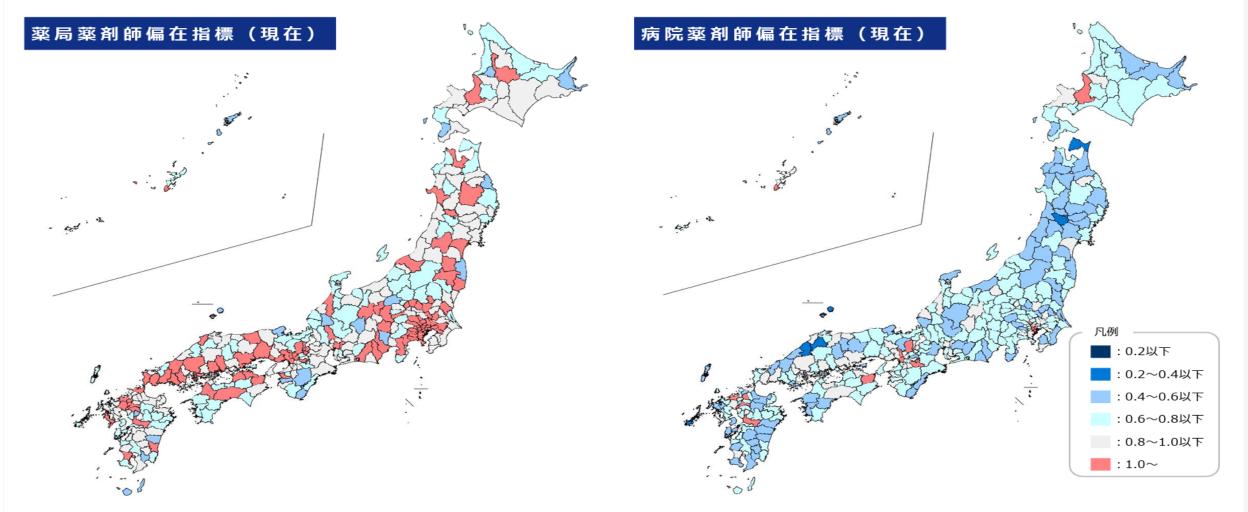
薬剤師偏在指数 =

地域住民の年齢構成等で推計した地域に必要な薬剤師サービスを提供するための業務量(必要な業務量)

※薬剤師偏在指数:上記計算に従い、必要な業務量に対する現在の労働量の割合。目標偏在指標は1.0となる。

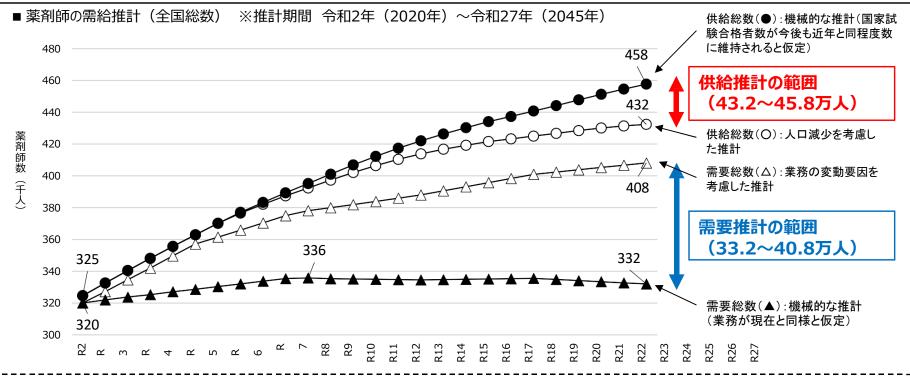
### 薬剤師偏在指標(現在)

- 全国に335ある二次医療圏のうち、薬剤師偏在指標1.0を超える医療圏は、薬局薬剤師は107、病院薬剤師は17であった。
- ○同一都道府県内においても、偏在指標に差があり、薬剤師の従事先には、業態、地域偏在があることが分かる。



## 薬剤師の需給推計

- 薬剤師の総数としては、概ね今後10年間は、需要と供給は同程度で推移するが、<mark>将来的には、需要が業務充実により増加すると仮定した</mark> <u>としても、供給が需要を上回り、薬剤師が過剰になる。</u>薬剤師業務の充実と資質向上に向けた取組が行われない場合は需要が減少し、供給との差が 一層広がることになると考えられる。
- 本需給推計は、変動要因の推移をもとに仮定条件をおいて推計したものであり、現時点では地域偏在等により、特に病院を中心として薬剤師が充足しておらず、不足感が生じている。
- 今後も継続的に需給推計を行い、地域偏在等への課題への対応も含めた検討に活用すべき。



#### <供給推計>

- ・機械的な推計(●):現在の薬剤師数の将来推計、及び今後新たなに薬剤師となる人数の推計(国家試験合格者数が今後も近年と同程度数に維持されると仮定)をもとに供給総数を推定 (推定年における年齢別死亡率も考慮)
- •人口減少を考慮した推計(〇): 今後の大学進学予定者数の減少予測を踏まえ、国家試験合格者が同程度の割合で減少すると仮定して供給総数を推計

#### <需要推計>

- ・機械的な推計(▲):薬局業務(処方箋あたりの業務量)、医療機関業務(病床/外来患者の院内処方あたり業務量)及びその他の施設に従事する薬剤師の業務が、現在と同程度で推移する前提で推計
- 変動要因を考慮した推計(△):薬局業務と医療機関業務が充実すると仮定した場合の推計

## 薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会とりまとめ ( 令和3 年6 月30 日)

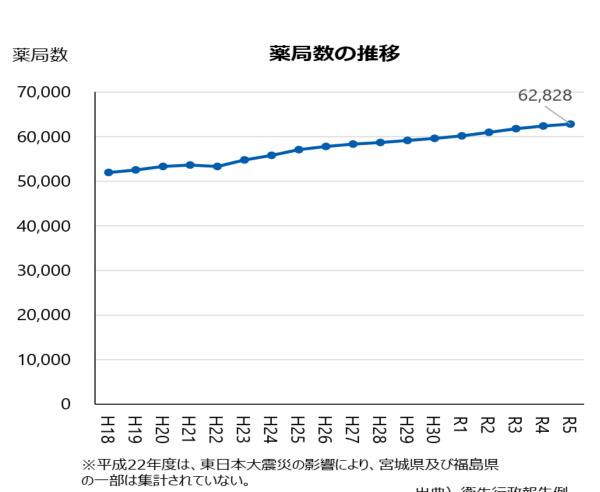
- 3. まとめ(提言)
- (1)薬剤師の養成等

## (入学定員)

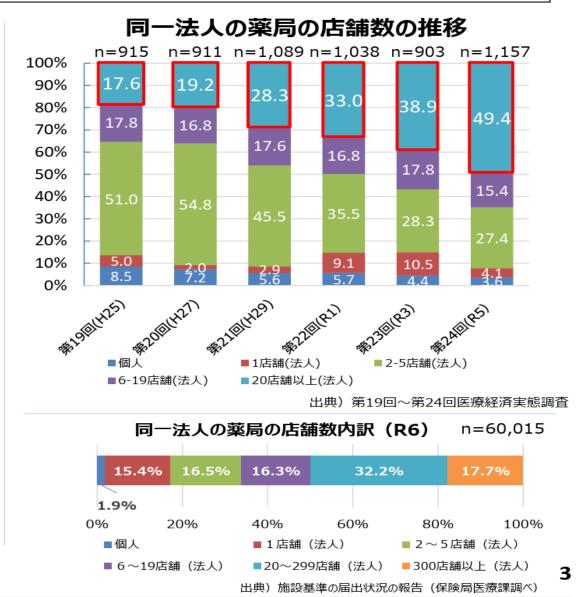
- ○したがって、今後の人口減少による影響や今回の需要推計を踏まえると、将来的に薬剤師が過剰になると予想される状況下では、薬剤師の業務変化、病院を中心とした薬剤師の不足感、薬局・医療機関で取り組もうとしている業務に応じた薬剤師の必要数の推計等を踏まえた、今回療給推計の精査を引き続き行うことが必要であるが、入学定員数の抑制も含め教育の質の向上に資する、適正な定員規模のあり方や仕組みなどを早急に検討し、対応策を実行すべきである。
- ○<u>上記の検討を行うとともに、後述の国や自治体における薬剤師確保の取組を含め、薬剤師の偏在を解消するための方策を併せて検討することが重要となる</u>。特に、病院薬剤師の対応を考える際には、地域の実情を踏まえ、病院の機能・規模やチーム医療の観点から、病院ごとに必要な薬剤師数、業務等の情報を把握した上で、需給推計や確保対策を考える必要がある。
- ○このような課題については、個々の大学だけで検討することは困難であるため、薬剤師会や病院 薬剤師会、国公立・私立大学、国・自治体等の関係者間でも検討すべきである。
- ○薬剤師が過剰になることに対して、国家試験の合格者数を抑制することによる対応も考えられるが、国家試験に合格できない学生を更に増やすことになり、薬剤師を養成する教育機関としての役割を考えると、国家試験合格者数の抑制のみでの対応は望ましい方向とは言えず、慎重に考える必要がある。

## 薬局数の推移等

- 薬局数は年々増加しており、令和5年度は約6.3万。
- 20店舗以上の薬局の割合は増加傾向。

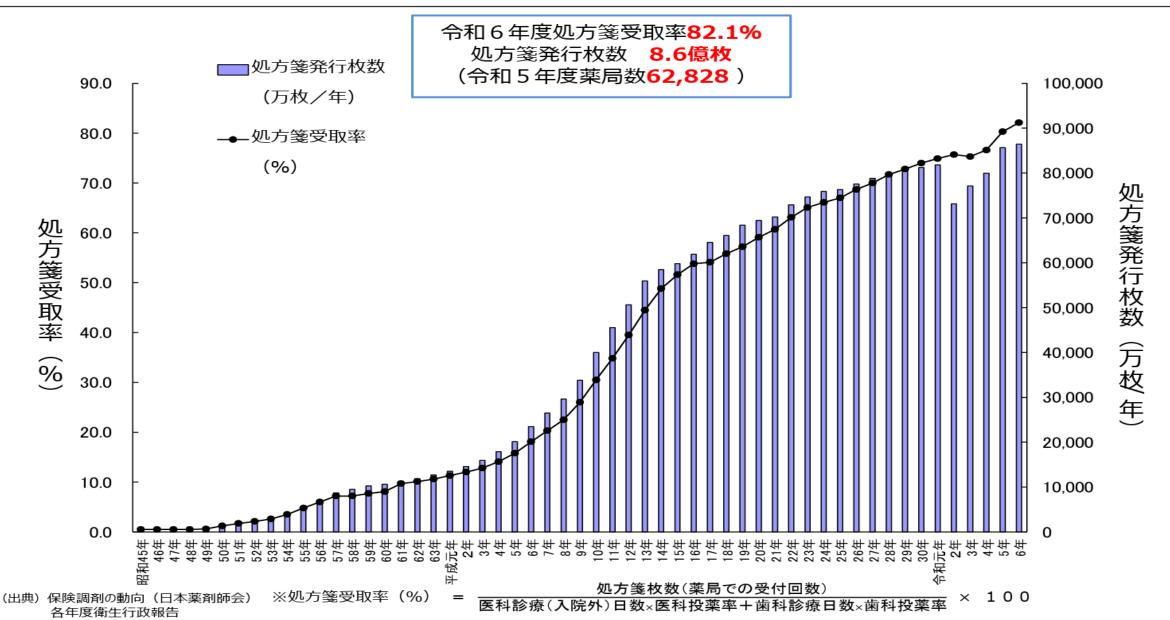


出典) 衛生行政報告例



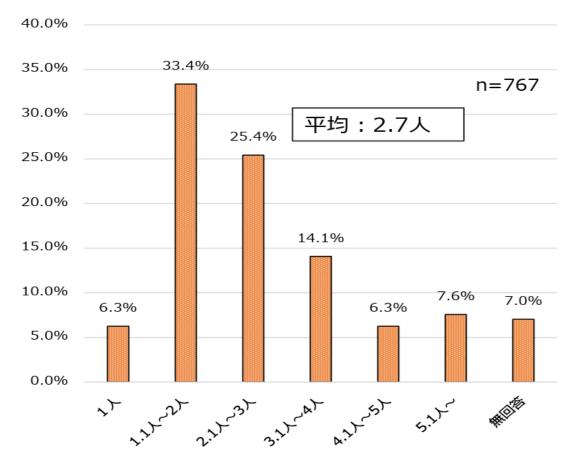
## 処方箋受取率の年次推移

○ 令和6年度の処方箋発行枚数は約8.6億枚で、処方箋受取率は82.1% であった。



## 薬局の1日あたりの勤務薬剤師数、1ヶ月間の処方箋受付回数

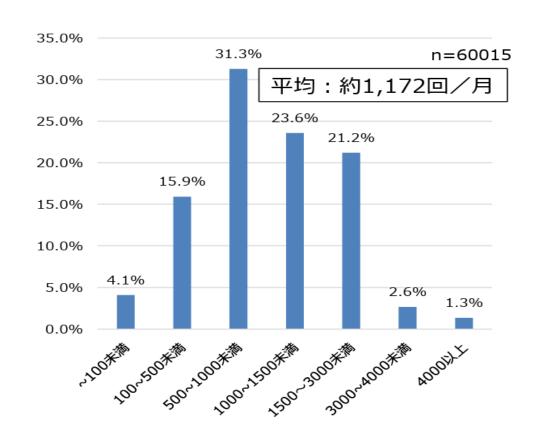
- 1店舗における1日当たりの勤務薬剤師数は平均で2.7人で、「1.1〜2人」の割合が最も多かった。 ○ 1ヶ月間の処方箋受付回数は平均で約1,172回で、「500〜1,000回未満」の割合が最も多かった。
- 薬局に勤務する薬剤師の1日当たりの平均人数※1



出典:※1 令和3年度厚生労働省保険局医療課委託調査「薬局の機能に係る実態調査」 ※2 施設基準の届出状況の報告(保険局医療課調べ)

#### ■ 令和6年度処方箋受付回数※2

(参考) 令和 3 年度届出:平均約1,047回/月 令和 4 年度届出:平均約1,052回/月 令和 5 年度届出:平均約1,118回/月



## 薬局における調剤業務の変化→第五世代へ

#### 第一世代



#### 第二世代



#### 第三世代

患者インタビュー

・奶方内容の確認



### 第四世代



## 第五世代

·調剤

- ・奶方内容の確認
- •調育
- 用法指示

医一塞連携

- •調剤 用法指示
  - 服薬指導
  - 薬歴管理

医一塞連携

- 患者インタビュー
- ・奶方内容の確認
- ・処方意図の解析
- 調査
- 用法指示
- 服薬指導
- 薬剤情報提供
- >薬歴管理/活用
- リスクマネジメント
- 患者服薬情報提供
- 医-薬連携
- 基連模

- 患者インタビュー
- カウンセリング
- ・奶方内容の確認
- 処方意図の解析
- 調剤
- 用法指示
- 後発医薬品の調剤
- 在字調剤
- 服塞指導
- •薬剤情報提供
- 薬歴管理/活用
- 干ニタリング
- リスクマネジメント
- 患者服薬情報提供
- 医-薬連携
- 薬ー薬連携
- 他聯種連模
- コンサルテーション

用法指示

## 薬局における調剤業務の変化

### 第一世代

- •調剤
- 用法指示

#### 第二世代

- 処方内容の確認
- 調剤
- 用法指示
- 医-薬連携

#### 第三世代

- ・患者インタビュー
- 処方内容の確認
- •調剤
- 用法指示
- 服薬指導
- 薬歴管理
- 医-薬連携

### 第四世代

- ・患者インタビュー
- ・ 処方内容の確認
- 調剤
- 用法指示
- 服薬指導
- •薬剤情報提供
- ·薬歴管理/活用
- ・リスクマネジメント
- · 患者服薬情報提供
- 医-薬連携
- 薬-薬連携

### 第五世代

- 患者インタビュー
- ・カウンセリング
- ・処方内容の確認
- •調剤
- 用法指示
- 後発医薬品の調剤
- 在宅調剤
- 服薬指導
- 薬剤情報提供
- 薬歴管理/活用
- ・モニタリング
- ・リスクマネジメント
- 患者服薬情報提供
- 医-薬連携
- 薬-薬連携
- 多職種連携
- ・コンサルテーション

	薬剤師・薬局の位置づけ	薬剤師の業務の変化(法令上の明確化)
1992(平成4)	薬剤師が医療の担い手として明記	
1996(平成8)		「薬剤の適正な使用に必要な情報提供」
2006(平成18)	薬局を医療提供施設に位置づけ	≪薬学教育6年制スタート≫
2013(平成25)		「薬剤師の薬学的知見に基づく指導」
2019(令和元)		「服薬期間を通じた薬学的管理・情報連携」

高い臨床実践能力と地域医療への貢献が求められてきた

## 薬剤師・薬局関連の動き

- ○薬局に関しては、平成27年の「患者のための薬局ビジョン」策定以降、法改正も経て、かかりつけ薬剤師・薬局 の推進等の政策が進められている。
- ○病院薬剤師はチーム医療やタスクシフト/タスクシェアによる業務を推進している。
- ○薬剤師数については、令和3年に薬剤師の将来的な需給推計を公表して以降、薬剤師の偏在解消を含む薬剤師確 保対策が進められている。

年度	薬局関連	病院薬剤師	薬剤師の需給・確保関連
H27	患者のための薬局ビジョン策定(10月)		
H28	健康サポート薬局届出開始(10月)		
H29		医師・看護師等の働き方ビジョン検討会 報告書(4月)	
H30			薬剤師の需給推計 (厚生科学研究費)
R1	調剤業務のあり方に関する通知(4月) 薬機法改正公布(12月) ※継続的服薬指導、認定薬局など		
R2	継続的服薬指導義務 施行(9月)		薬剤師の需給動向把握事業(予算)
R3	認定薬局 施行(8月)	現行制度の下で実施可能な範囲における タスク・シフト/シェアの推進について 通知(9月) 病院薬剤師の勤務実態調査(予算)	薬剤師の将来需給推計公表(6月) 薬剤師検討会 <sup>※1</sup> とりまとめ(6月) 地域医療介護総合確保基金の薬剤師確保 用途の明確化(12月)
R4	薬局薬剤師WG*2とりまとめ(7月)		
R5			薬剤師偏在指標公表(6月) 薬剤師確保計画ガイドライン公表(6 月)
R6			第8次医療計画(薬剤師確保)
R7	薬機法改正 (健康増進支援薬局など)		

## 平成の30年間の変化

## 変化の一例として、そして何故か?

## 昭和63年度



## 平成30年度

処方箋受け取り率:10.6%

薬 局 数: 36.142

薬局薬剤師数: 45,963

薬剤師総数: 143,429

薬 学 部 数 : 46(平成14年度まで) 74

74.0% (現在80.3%)

7倍

59,613 (現在62,828)

+2.3万(1.6倍)

180, 415 (現在190, 735)

+13.4万(3.9倍)

311, 289 (現在323, 690)

+16.8万(2.2倍)

74 (現在81学部)

## 薬局の役割(薬機法における定義等)

- 薬局薬剤師が他の医療提供施設の医師・歯科医師・薬剤師に情報提供を行い連携することが規定され、薬局開設者は、必要な薬剤及び医薬品の安定的な供給を図ることや情報提供が円滑になされるよう配慮することが求められている。
- 〇 また、調剤の業務以外に、情報提供や薬学的知見に基づく指導の業務を行う場所であることが規定されるとともに、医薬品の販売業を薬局で併せ行うことを前提としたものとされている。

### ■ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律145号)

(医薬関係者の責務)

#### 第一条の五

- 2 薬局において調剤又は調剤された薬剤若しくは医薬品の販売若しくは授与の業務に従事する薬剤師は、薬剤又は医薬品の適切かつ効率的な提供に資するため、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第十二条の二第三項の規定による情報の提供その他の厚生労働省令で定める方法によって、医療を受ける者の薬剤又は医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の二第二項に規定する医療提供施設をいう。以下同じ。) において診療又は調剤に従事する医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供することにより、医療提供施設相互間の業務の連携の推進に努めなければならない。

(注)「薬剤」は調剤後のものであり、「医薬品」は医療用 医薬品のほか、要指導医薬品・一般用医薬品を含む

### (定義)

#### 第二条

1 2 この法律で「薬局」とは、薬剤師が販売又は授与の目的で<u>調剤の業務並びに薬剤及び医薬品の適正な使用に必要な</u>情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の業務を行う場所(その開設者が併せ行う医薬品の販売業に必要な場所を含む。) 含む。) をいう。ただし、病院若しくは診療所又は飼育動物診療施設の調剤所を除く。

## 「患者のための薬局ビジョン」~「門前」から「かかりつけ」、そして「地域」へ~

平成27年10月23日公表

### 健康サポート薬局

## 健康サポート機能

### ☆ 国民の病気の予防や健康サポートに貢献

- 要指導医薬品等を適切に選択できるような供給機能 や助言の体制
- ·健康相談受付、受診勧奨·関係機関紹介 等

## 高度薬学管理機能

- ☆ 高度な薬学的管理ニーズへの対応
  - 専門機関と連携し抗がん剤の副作用対応や抗 HIV薬の選択などを支援 等

## かかりつけ薬剤師・薬局

## 服薬情報の一元的・継続的把握と それに基づく薬学的管理・指導

- ☆ 副作用や効果の継続的な確認
- ☆ 多剤・重複投薬や相互作用の防止
- ICT(電子版お薬手帳等)を活用し、
- 患者がかかる全ての医療機関の処方情報を把握
- 一般用医薬品等を含めた服薬情報を一元的・継続 的に把握し、薬学的管理・指導

## 24時間対応・在宅対応

## ☆ 夜間・休日、在宅医療への対応

- 24時間の対応
- 在宅患者への薬学的管理・服薬指導
- ※ 地域の薬局・地区薬剤師会との連携のほか、へき地等 では、相談受付等に当たり地域包括支援センター等と の連携も可能

## 医療機関等との連携

- ☆ 処方内容の照会・ 処方提案
- ☆ 副作用·服薬状況 のフィードバック
- ☆ 医療情報連携ネット ワークでの情報共有
- ☆ 医薬品等に関する相談 や健康相談への対応
- ☆ 医療機関への 受診勧奨

## 「患者のための薬局ビジョン」~「門前」から「かかりつけ」、そして「地域」へ~

○かかりつけ薬剤師としての役割の発揮に向けて

## ~対物業務から対人業務へ~

## 患者中心の業務

## 薬中心の業務

- ・処方箋受取・保管
- ・調製(秤量、混合、分割)
- ・薬袋の作成
- ・報酬算定
- ・薬剤監査・交付
- · 在庫管理

- 医薬関係団体・学会等で、 専門性を向上するための 研修の機会の提供
- 医療機関と薬局との間で、 患者の同意の下、検査値や 疾患名等の患者情報を共有
- 医薬品の安全性情報等の 最新情報の収集

専門性+コミュニケーション 能力の向上

## 患者中心の業務

- ・処方内容チェック (重複投薬、飲み合わせ)
- ・医師への疑義照会
- ・丁寧な服薬指導
- ・在宅訪問での薬学管理
- ・副作用・服薬状況のフィードバック
- ・処方提案
- 残薬解消

## 薬中心の業務

## かかりつけ薬剤師・薬局

## かかりつけ薬剤師

日頃から患者と継続的に関わることで信頼関係を構築し、 薬に関していつでも気軽に相談できる薬剤師

## くかかりつけ薬剤師・薬局に求められること>

- ▶ 地域における必要な医薬品(要指導医薬品等を含む。)の供給拠点であること
- ▶ 医薬品、薬物治療等に関して、安心して相談できる身近な存在である こと
- ▶ 患者からの選択に応えられるよう、かかりつけ医との連携の上で、 在宅医療も含め、患者に安全で安心な薬物療法を提供すること
- ▶ 地域における総合的な医療・介護サービス(地域包括ケア)を提供 する一員として、患者ごとに最適な薬学的管理・指導を行うこと

## かかりつけ薬剤師・薬局が必要となる患者像

中医協 総 - 3 5. 7. 26

## 「患者のための薬局ビジョン」から抜粋・要約

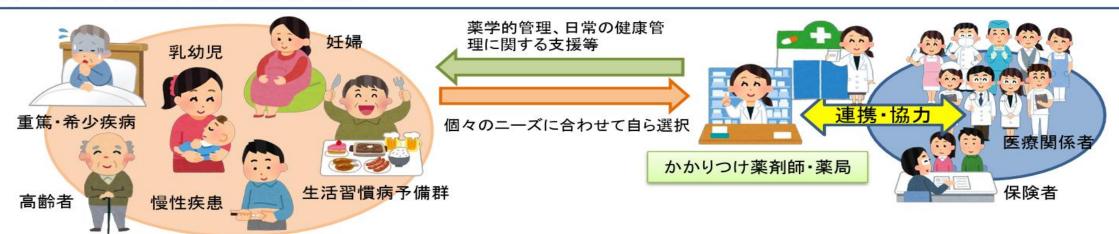
### (1)特にかかりつけ薬剤師・薬局が重要な場合

以下のような服薬情報の一元的・継続的な把握の必要性が高い患者

- 高齢者
- ② 生活習慣病などの慢性疾患を有する患者
- ③ 重篤あるいは希少な疾患等の患者
- 4 妊婦
- ⑤ 乳幼児 など

### (2) かかりつけ薬剤師・薬局を選ぶことが望ましい場合(日頃からの健康管理に関する支援等として)

- ① 生活習慣病の予備群
- ② 日常の健康管理が求められる層



服薬情報の一元的・継続的な把握の必要性が高い患者、 日常の健康管理が求められる層

## 地域における薬局・薬剤師の役割・機能

薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会「これまでの議論のまとめ(地域における薬局・薬剤師のあり方)(R6.9.30)」における「地域における薬局・薬剤師の役割・機能」の全体像(R7.8.29時点版)

#### <u>地域における薬局・薬剤師の主な役割</u>

- 医療・介護関係者等との連携による地域の住民の薬物治療(外来・在宅医療)の提供
- 医薬品の適下使用の推進など公衆衛牛の向上・増進
- 薬剤師の資質向上
- セルフケア・セルフメディケーションの推進など、地域住民の健康維持・増進の取組等の支援等

#### 地域における薬局の機能\*

## 地域にのりる薬局の機

災害・新興感染症対応

※ 拠点となる薬局による対応

高度薬学管理機能

※ 拠点となる薬局による対応

#### 健康相談・関係機関との連携

- 健康·介護相談対応
- 行政や地域包括支援センター 等の関係機関との連携
- 薬教育等

#### 医療用麻薬調剤

※ 薬局間連携による対応

無菌製剤処理

※ 拠点となる薬局による対応(対応可能な薬局との連携を含む)

#### 夜間・休日対応(外来)

- ※ 輪番制又は拠点となる薬局で対応
- ※ 夜間・休日対応医療機関と連携

#### OTC医薬品の販売等

- 要指導医薬品・一般用医薬品等の相談受付・販売
- 受診勧奨、関係機関紹介

#### 調剤・服薬指導(外来)

- 服薬情報の一元的・継続的把握、 それに基づく薬学的管理・指導、 服薬支援
- 患者情報の共有、医薬品等に係る 情報提供、情報共有、副作用報告等

#### 在宅対応

- 臨時対応
- ターミナルケアを受ける患者対応
- ※ 医療機関、訪問看護事業所、居宅介護支援事業所等と連携
- ※ 薬局間連携による対応または拠点となる薬局による対応

#### 在宅対応

- 可能な限り、自薬局で対応
  - ※医療機関、訪問看護事業所、居宅介護 支援事業所等と連携
- 在宅対応に向けた連絡調整
  - ※在宅対応可能な薬局と連携し、紹介等を実施
  - ※利用者・患者情報の共有、医薬品等に係る情報提供、 情報共有

・医療機関・薬局・訪問看護・介護支援専門員(ケアマネジャー)等と連携し、入院・外来と在宅の移行が円滑にできるよう必要な対応を実施

対象

拠点で確保すべき機能

々

ற்

)薬局に必

で要な機能

住民(未病の方含む)

患者(外来)

患者(在宅)

その他

\*地域のすべての薬局が「個々の薬局に必要な機能」を持つことを前提に、薬局間連携による対応や医療機関等の関係機関との連携体制の構築など、その機能ごとに地域の状況に応じ、地域 の薬局全体で実効性のある体制を構築・維持することが必要。 **18** 

薬剤師の教育・平

## 令和7年度 大阪府薬剤師会分業施策

## 1. かかりつけ薬剤師・薬局の推進

- ・医薬品の適正使用に関する取組の推進
- ・大阪府薬剤師会学術研究カンファレンスの充実
- 在宅対応薬局の推進
- 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の推進
- ・薬局DXに関する知識、技術習得の支援

## 2. 医薬品提供体制の強化

- ・地域単位の夜間休日対応薬局リストの整備
- 無菌調剤対応薬局の推進
- ・電子処方箋受け入れ体制の推進
- ・災害時の医薬品等の提供体制の構築

## 令和7年度 大阪府薬剤師会分業施策

## 3. 大阪府民への情報発信

- 医薬品の適正使用の推進
- ・地域連携薬局、専門医療機関連携薬局、健康サポート薬局の普及 啓発

## 4. 地域・職域薬剤師会等との連携

- ・地域・職域薬剤師会活性化事業の推進
- ・地域・職域薬剤師会会員間の連携促進
- ・地域におけるフォーミュラリ策定の取り組みへの支援

# 大阪府薬剤師会の今後の検討として ~次世代の薬剤師の将来のために~

- 1. 薬剤師の質の向上への支援 大阪府薬剤師会独自のシステムによる生涯研修の支援体制の構築
- 2. 次代を担う若い薬剤師の職能を発揮できる職場環境の実現への支援
  - ①若い薬剤師の開局支援と事業承継支援
  - ②適切な薬局・病院等への就職支援(既卒・新卒 「大学との連携」)
  - ③ 既卒薬剤師の登録・派遣(スポットも含む)
  - ④「0402通知における薬剤師以外の従事者が実施する業務」養成、研修
  - ⑤薬局経営に関する情報提供、研修等

## 調剤業務のあり方について(平成31年4月2日通知)

● 厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会「薬機法等制度改正に関するとりまとめ」(平成30年12月25日)において、 ※ 前師の行う対人業務を充実させる観点から、医薬品の品質の確保を前提として 対物業務の効率化を図る必要があり、「調剤機器や情報技術の活用等も含めた業務効率化のために有効な取組の検討を進めるべき」とされた。

⇒対人業務を充実させること前提

● 平成31年4月に**薬剤師以外の者に実施させることが可能な業務の「基本的な考え方」を示した。** 

(平成31年4月2日付薬生総発0402第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知)

#### 通知における「基本的な考え方」

● 調剤に最終的な責任を有する薬剤師の指示に基づき、薬剤師以外の者が、以下のいずれも満たす業務を実施することは差し支えない。 (調剤した薬剤の最終的な確認は、当該薬剤師が自ら行う必要あり)

#### ⇒調剤の責任は薬剤師

- ①当該薬剤師の目が現実に届く限度の場所で実施
- ②薬剤師の薬学的知見も踏まえ、処方箋に基づいて調剤した薬剤の品質等に影響がなく、結果として調剤した薬剤を服用する患者に危害の及ぶことがない
- ③当該業務を行う者が、判断を加える余地に乏しい機械的な作業
- 例)薬剤師の指示に基づき、PTPシート等に包装されたままの医薬品を、処方箋に記載された必要量を取り揃える行為・薬剤師による監査の前に行う一包化した薬剤の数量の確認行為
- ●薬剤師以外の者が、軟膏剤、水剤、散剤等の医薬品を直接計量、混合する行為は、たとえ薬剤師による途中の確認行為があったとしても、引き続き不可。ただし、調剤機器を積極的に活用した業務の実施を妨げる趣旨ではない。
- ●薬局開設者は、保健衛生上支障を生ずるおそれのないよう、組織内統制を確保し法令遵守体制を整備する観点から上記の業務を薬剤師以外の者に実施させる場合には、**手順書の整備や研修の実施等の必要な措置を講じる必要**がある。

#### ⇒薬局での手順書整備、研修実施

- なお、以下の行為を薬局等における適切な管理体制の下に実施することは、調剤に該当しない行為として取り扱って差し支えない。
  - ①納品された医薬品を調剤室内の棚に納める行為
  - ②調剤済みの薬剤を患者のお薬カレンダーや院内の配薬カート等へ入れる行為、電子画像を用いてお薬カレンダーを確認する行為
  - ③薬局において調剤に必要な医薬品の在庫がなく、卸売販売業者等から取り寄せた場合等に、先に服薬指導等を薬剤師が行った上で、患者の居宅等に調剤した薬剤を郵送等する行為



## 薬剤師・薬局に係る喫緊の主な課題①

- 1. 物価高騰・賃金上昇を踏まえた診療報酬改定財源の確保 · · · p /
- 2. 頻回・過度な薬価改定が与える薬局経営等への影響 · ・・ p7
- 3. 長期化する医療用医薬品の供給不足状態の早期改善 … 参考12

⇒オンライン資格確認、電子処方箋、電子版お薬手帳、調剤録・薬歴情報等の標準化など

## 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和7年法律第37号)の概要

#### 改正の趣旨

不正事案の発生等に伴う医薬品の供給不足や創薬環境の変化等の状況に対応し、引き続き品質の確保された医薬品等を国民に迅速かつ 適正に提供していくため、医薬品等の品質及び安全性の確保の強化、医療用医薬品等の安定供給体制の強化等、より活発な創薬が行われ る環境の整備、国民への医薬品の適正な提供のための薬局機能の強化等の必要な措置を講ずる。

#### 改正の概要

- 1. 医薬品等の品質及び安全性の確保の強化 [医薬品医療機器等法]
- ① 製造販売業者における医薬品品質保証責任者及び医薬品安全管理責任者の設置を法定化する。
- ② 指定する医薬品の製造販売業者に対して、副作用に係る情報収集等に関する計画の作成、実施を義務付ける。
- ③ 法令違反等があった場合に、製造販売業者等の薬事に関する業務に責任を有する役員の変更命令を可能とする。
- 2. **医療用医薬品等の安定供給体制の強化等** 【医薬品医療機器等法、医薬基盤・健康・栄養研究所法、麻向法、医療法】
- ① 医療用医薬品の供給体制管理責任者の設置、出荷停止時の届出義務付け、供給不足時の増産等の必要な協力の要請等を法定化する。 また、電子処方箋管理サービスのデータを活用し、需給状況のモニタリングを行う。
- ② 製造販売承認を一部変更する場合の手続について、変更が中程度である場合の類型等を設ける。
- ③ 品質の確保された後発医薬品の安定供給の確保のための基金を設置する。
- 3. より活発な創薬が行われる環境の整備 【医薬品医療機器等法、医薬基盤・健康・栄養研究所法】
- ① 条件付き承認制度を見直し、臨床的有効性が合理的に予測可能である場合等の承認を可能とする。
- ② 医薬品の製造販売業者に対して、小児用医薬品開発の計画策定を努力義務化する。
- ③ 革新的な新薬の実用化を支援するための基金を設置する。
- 4. 国民への医薬品の適正な提供のための薬局機能の強化等 【医薬品医療機器等法、薬剤師法】
- ① 薬局の所在地の都道府県知事等の許可により、調剤業務の一部の外部委託を可能とする。
- ② 濫用のおそれのある医薬品の販売について、販売方法を見直し、若年者に対しては適正量に限って販売すること等を義務付ける。
- ③ 薬剤師等による遠隔での管理の下で、薬剤師等が常駐しない店舗における一般用医薬品の販売を可能とする。

#### 施行期日

公布後6月以内に政令で定める日(ただし、3①②及び4②は公布後1年以内に政令で定める日、1①②③、2①の一部及び4①③は公布後2年以内に政令で定める日、2②は公布後3年以内に政令で定める日)

## 1. 医薬品等の品質及び安全性の確保の強化 〔厚生労働大臣による監督権限の強化/医薬品製造販売業者のガバナンス強化〕

#### 概要

厚生労働大臣

- ●近年の行政処分事案において、責任役員の関与が認められた事案があったことを踏まえ、責任役員が原因で薬事に 関する法令違反が生じ、国民の生命・健康に大きな影響を与える可能性がある場合に厚生労働大臣が医薬品等の製 造販売業者及び製造業者に当該責任役員の変更を命ずることができることとする。
- ●製造販売業者における品質保証や安全管理に関するガバナンスを強化するため、医薬品の製造販売業者の品質保証 証責任者、安全管理責任者の設置義務を法定化し、厚生労働大臣による変更命令の対象とする。

## 変更命令

### ①青任役員

- ②総括製造販売責任者
  - ③品質保証責任者
  - 4安全管理責任者

#### 法制化

製造所の製造管理及び品質管理の実施状況の監督・監査

#### 製造販売業者



#### ①責任役員

(例:代表取締役、薬事関連の業務(品質保証や研究開発、営業、コンプライアンス等)を担当する取締役)

#### 製造販売体制(医薬品の場合)



#### **T**2総括製造販売責任者

#### 〔主な役割〕

品質保証責任者・安全管理責任者の監督、両責任者の 報告に基づく措置の決定・指示 等

意見申述 措置案の報告



相互連携

意見の尊重 指示

意見申述 措置案の報告

#### 設置法定化



③品質保証責任者

(主な役割) 出荷管理、製造所の監査、 品質不良等の処理 等

#### 設置法定化



④安全管理責任者

〔主な役割〕

安全管理情報の収集・分析、 安全管理措置の立案・実施、 教育訓練の実施 等

#### 法制化

指定する医薬品について、**医薬品リスク** 管理計画-RMPの作成と実施を義務付け

## 2. 医療用医薬品等の安定供給体制の強化等① 〔医療用医薬品の安定供給体制の整備/安定供給のための報告・要請・指示等〕

#### 概要

● 現在、医療用医薬品の約20%が限定出荷・供給停止。医療用医薬品の供給不足の状況が、特に後発医薬品を中心に数年に渡って続いている。こうした状況を踏まえ、①医療用医薬品の製造販売業者の安定供給体制の整備を図るともに、②厚生労働大臣が供給不安を迅速に把握し、安定供給のために必要な要請・指示等を行える規定を整備。また、③電子処方箋管理サービスの調剤データ等を活用した現場の需給状況のモニタリングを実施する。

平時:供給不安発生前

有事:供給不安発生時

#### 企業における平時からの取組

製造販売業者の安定供給 体制の整備

- 供給体制管理責任者の設置
- <責任者の役割>
- ・「手順書」を踏まえた企業内の体制整備、取組の推進
- 安定供給に関する法令遵守等
- 供給体制確保の遵守事項

(安定供給に向けた手順書の作成等)

- 〈手順書の記載事項〉(注1)
- ・安定供給のための社内各部門 の連絡調整体制の整備
- ・原薬の確保、在庫管理、生産 管理等に関する手順 等

注1) 現段階での想定。詳細は、今後、検討。

#### 需給状況の把握・調整

供給不安解消策

厚生労働大臣による供給不安の迅速な把握/報告徴収/協力要請

● 供給状況報告の届出

限定出荷・供給停止 を行う場合の大臣へ の届出義務 ●供給不安時の報告徴収

供給不足のおそれがある場合、代替薬の製造販売業者等の供給状況の把握

●安定供給の協力要請

製造販売業者:増産

卸売販売業者:適正な流通 医療機関:長期処方抑制等

厚生労働大臣による安定確保医薬品の指定、安定供給確保措置の指示

●安定確保医薬品の指定

疾患の重篤性や、代替薬の有無等から 特に安定確保が求められる医薬品を 専門家の意見を聴いた上で指定

● 平時モニタリング (報告徴収) 安定確保医薬品の平時の供給把握 ●大臣による安定供給確保措置の指示

供給が不足する蓋然性が高く、国民の生命・健康 に重大な影響を与えるおそれがある場合、増産・ 原薬の調達先の確保等の安定供給確保措置の指示 (指示に従わない場合は、その旨の公表規定)

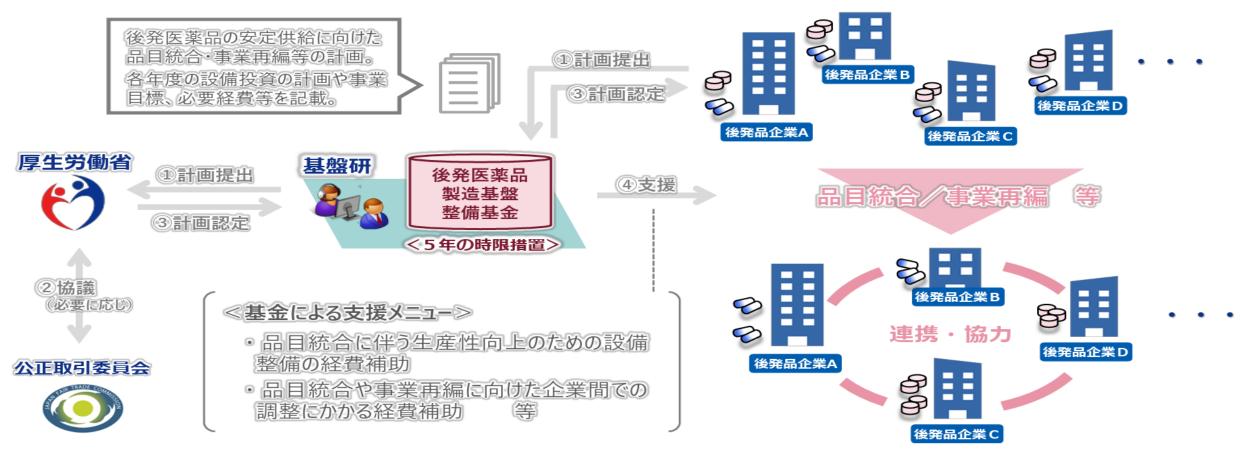
注2)安定確保医薬品のうち特に重要なものを対象。

電子処方箋管理サービスの調剤データ等を活用した需給モニタリング

## 医療用医薬品等の安定供給体制の強化等② 〔後発医薬品製造基盤整備基金の創設〕

#### 概要

- 現在の医療用医薬品の供給不足の課題の1つとして、有識者検討会等において、後発医薬品産業における「少量 多品目生産」による生産効率の低下等が指摘。
- こうした状況を受け、**「後発医薬品製造基盤整備基金」を設置**し、企業間の連携・協力・再編を後押し。具体的には、 後発医薬品企業の品目統合・事業再編等の計画を認定し、生産性向上に向けた設備投資や事業再編等の経費を支援。



# 3.より活発な創薬が行われる環境の整備① 〔条件付き承認制度の適用拡大/小児用医薬品の開発計画策定の促進〕

## 概要

●希少・重篤な疾患の治療のため医療上特に必要性が高い医薬品への速やかな患者アクセスを確保するため、条件付き 承認制度を適用する医薬品の拡大を図るとともに、医療用医薬品の承認申請時に小児用医薬品の開発計画の策定を 努力義務とする。

## <条件付き承認制度を適用する医薬品の拡大>

- ▶見直し後の条件付き承認制度のイメージ
  - ・希少で患者数が少ない疾患や重篤かつ代替の治療法がない疾患を対象に、<u>探索的臨床試験等で、一定程度の有効性・安全性が確認さ</u> れ、臨床的有用性が合理的に予測可能な場合に、<u>承認後に検証的臨床試験等</u>を行うことを条件に承認。

探索的臨床試験 (第Ⅱ相試験)等

承認

市販後安全対策を講じつつ 製造・販売

有効性の検証等

【有効性の検証等ができた場合】

→引き続き、市販後安全対策を講じながら製造、販売

【検証できない場合】 →承認を取り消し 承認取り消しを可能とすることで、条件付き承認を行いやすい 環境を整え、適用の拡大を図る。

〔探索的臨床試験〕 少数の患者を対象に実施。 医薬品等の有効性、安全性を検討し、用法・用量等を設定するために行われる。 〔検証的臨床試験〕 多数の患者を対象に実施。 探索的臨床試験を踏まえ設定した用法・用量等での安全性・有効性を検証するために行われる。

#### 【参考】通常の承認制度

探索的臨床試験 (第Ⅱ相試験)等 検証的臨床試験 (第Ⅲ相試験)

承認

市販後安全対策を講じつつ製造・販売

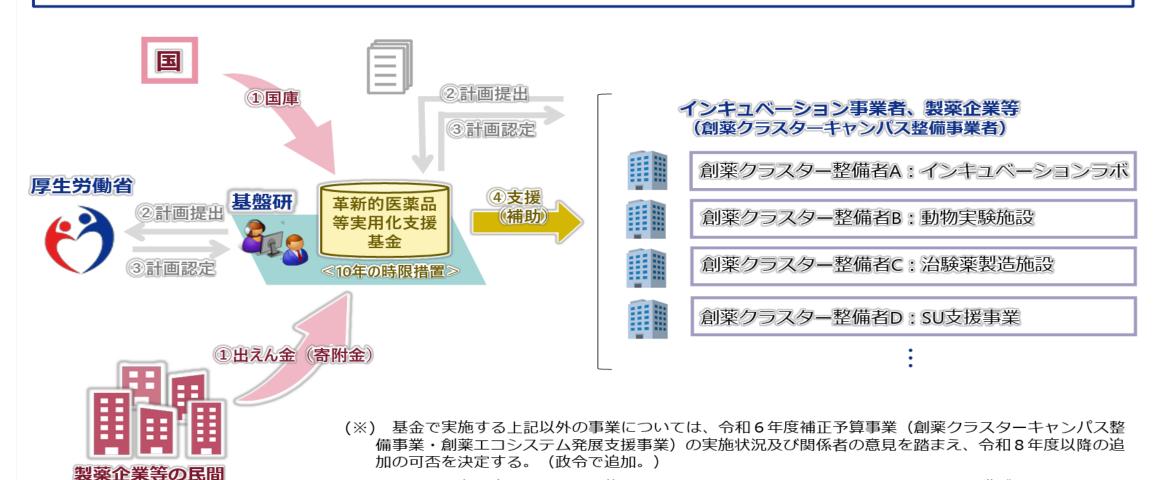
# < 小児用医薬品の開発計画の策定の努力義務化>

- ✔ 薬局医薬品の製造販売業者に対し、小児用医薬品の開発計画の策定を努力義務とする。
- ✓ 小児用医薬品の開発計画が策定された医薬品の再審査の期間について、すでに上限(10年)で設定されている場合に、上限を2年延長できることとする。

# 3. より活発な創薬が行われる環境の整備② 〔革新的医薬品等実用化支援基金の創設〕

## 概要

 ● 官民連携して継続的に創薬基盤を強化するため、国庫と民間からの出えん金(寄附金)で「革新的医薬品等実用化 支援基金」を造成する。基金事業では、創薬クラスターキャンパス整備事業者の取組等を支援し、より活発な創薬が 行われる環境を整備する。



(※) 本基金の在り方については、施行後3年を目途として検討を加え、必要な措置を講ずる。

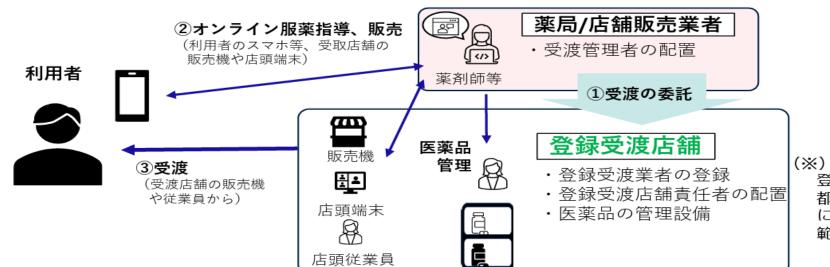
# 4. 国民への医薬品の適正な提供のための薬局機能の強化等①〔薬剤師等の遠隔管理下での一般用医薬品販売、薬局の調剤業務の一部外部委託〕

## 概要

●少子高齢化の進展に伴い医療需要が増大する中で、薬局・薬剤師の対人業務を充実させるとともに、医療安全の確保を前提に専門的知識を有する薬剤師等の人材の有効活用を図るため、薬剤師等の遠隔管理下での一般用医薬品販売や薬局の調剤業務の一部外部委託を可能とする。

## <薬剤師等の遠隔管理下での一般用医薬品販売>

- ✓ 委託元の薬剤師等による遠隔での管理の下、あらかじめ登録された薬剤師等が常駐しない店舗(登録受渡店舗)において医薬品を保管し、 購入者へ受け渡すことを可能とする。
- ✓ 販売は委託元の薬局や店舗販売業者が行い、販売に関する責任は原則として委託元の薬局や店舗販売業者が有するものとする。



(※) 委託元の薬局等と委託先の 登録受渡店舗は当面の間同一 都道府県内とし、制度導入後 に課題等を検証の上、より広 範囲での連携等について検討。

## <薬局の調剤業務の一部外部委託>

✓薬局の調剤業務の定型的な業務の一部について、必要な基準を満たす場合に外部委託を可能とする。

(※) 定型的な業務の例: 一包化(複数の薬剤を利用している患者に対して服用時点ごとに一包として投与すること)

# 4. 国民への医薬品の適正な提供のための薬局機能の強化等② 〔医薬品の販売区分及び販売方法の見直し〕

## 概要

●医薬品の販売に関する規制について、若年者を中心に一般用医薬品の濫用が社会問題化している状況を踏まえた実効性を高めるための見直しや、要指導医薬品に関するデジタル技術を活用したアクセス改善を図る見直し等を行う。

## <見直しの概要>

# 医療用医薬品 ●処方箋に基づく販売を原則とし、やむを得ない場合(※1)にのみ薬局での販売を認める。(※2) (※1)医師の処方で服用している医療用医薬品が不測の事態で患者の手元になく、診療を受けられない、かつ一般用医薬品で代用できない場合等 (※2)漢方薬・生薬は一般用医薬品から医療用医薬品に転用されてきた経緯を踏まえ、販売に支障がないよう対応。 ●薬剤師の判断に基づき、オンライン服薬指導による必要な情報提供等のみでの販売を可能とする。ただし、適正使用のために必要な確認を対面で行うことが適切である品目は対象から除外可能とする。 ●医薬品の特性を踏まえて必要な場合には一般用医薬品に移行しないことを可能とするとともに、一般用医薬品への移行後も個別品目のリスク評価を踏まえリスクの高い区分を含む適切な区分への移行を可能とする。

●販売時、薬剤師等に必要な事項(※3)を確認させ、情報提供を行わせること等を義務付ける。 (※3)他の薬局等での購入の状況、氏名・年齢、多量購入の場合の購入理由 等

# 濫用のおそれ のある医薬品

- ●若年者(省令で定める年齢未満の者)への大容量製品又は複数個の販売を禁止。若年者への小容量製品の販売又は 若年者以外の者への大容量製品若しくは複数個の販売は、対面又はオンラインでの販売を義務付け。
- ●陳列は ①顧客の手の届かない場所への商品陳列、②一定の条件(※4)を満たす場合には、専門家が配置される場所から目の届く範囲(※5)への陳列 のいずれかとする。
  - (※4)販売又は情報提供を行う場所に継続的に専門家を配置し、購入する医薬品と購入者の状況を適切に確認できる体制の整備 (※5)当該場所から7メートル以内

#### [参考] 医薬品の分類と販売方法(現行)

医療用医薬品	要指導医薬品	一般用医薬品(第1類、第2類、第3類)
✓オンライン服薬指導可 ✓医師の処方が必要な「処方箋医薬品」と「処方 箋医薬品以外の医療用医薬品」がある。後者は、処方箋無しでの販売は禁止されていない。	✓対面販売 (オンライン服薬指導不可)	<ul><li>✓いずれもネット販売可能</li><li>✓第1類は薬剤師のみ、第2類・第3類は薬剤師又は登録販売者が販売可能</li><li>✓購入者への情報提供について、第1類は義務、第2類は努力義務</li><li>✓一般用医薬品のうち、濫用のおそれのある医薬品を厚生労働大臣が指定</li></ul>

# その他の主な改正事項

#### 1. 医薬品等の品質及び安全性の確保の強化

▶GMP適合性調査の合理化と監督強化

定期のGMP適合性調査について、製造所の不適合リスクの評価に基づき、3年の期間内でリスクの度合いに応じた頻度とすることを可能とする。また、令和元年改正で導入された製造工程区分ごとの適合性調査について、**都道府県が調査権者の製造所でも、必要に応じて国(PMDA)も都道府県と協力して調査できる**こととする。

▶体外診断用医薬品の特性を踏まえた性能評価等の見直し

体外診断用医薬品のうち、新型コロナウイルスのように特に変異の多いウイルス等を検出するものについて、市販後の性能担保のため、<u>製造販売業者に市販後</u>の情報収集・評価・報告を求めるとともに、性能が担保されない場合には承認を取り消すことを可能とする。

▶医薬品製造管理者等の要件の見直し

医薬品製造販売業・製造業に従事する薬剤師の数が減少していることを踏まえ、医薬品及び体外診断用医薬品の製造所について、薬剤師を製造管理者とすることを原則としつつ、**薬剤師の配置が著しく困難であると認められる場合は、薬剤師以外の技術者をもって代えることができる特例**を設ける

※このほか、国家検定制度の合理化、感染症定期報告制度の合理化、登録認証制度の安定的な運用に向けた見直しを実施。

#### 2. 医療用医薬品等の安定供給体制の強化等

▶医療用麻薬の流通の合理化

麻薬の出荷停止等により医療用麻薬の供給不安のおそれがある場合の<u>麻薬卸売業者から隣接都道府県の麻薬卸売業者等への融通</u>や、回収の必要が生じた場合の 他の医薬品と同様の経路での<u>回収が可能となる範囲での麻薬の譲渡</u>を可能とする。

▶製造方法の変更時の手続の合理化

医薬品の製造方法等について、品質に与える影響が大きくない一部変更について一定期間(40日程度を想定)内に承認をおこなうとともに、品質に与える影響が少ない軽微変更については、届出に代えて1年に1回の厚生労働大臣への報告とする。

※このほか、供給不足時の海外代替品の優先審査や日本薬局方規格の例外規定など、アクセス改善を実施。

## 3. より活発な創薬が行われる環境の整備

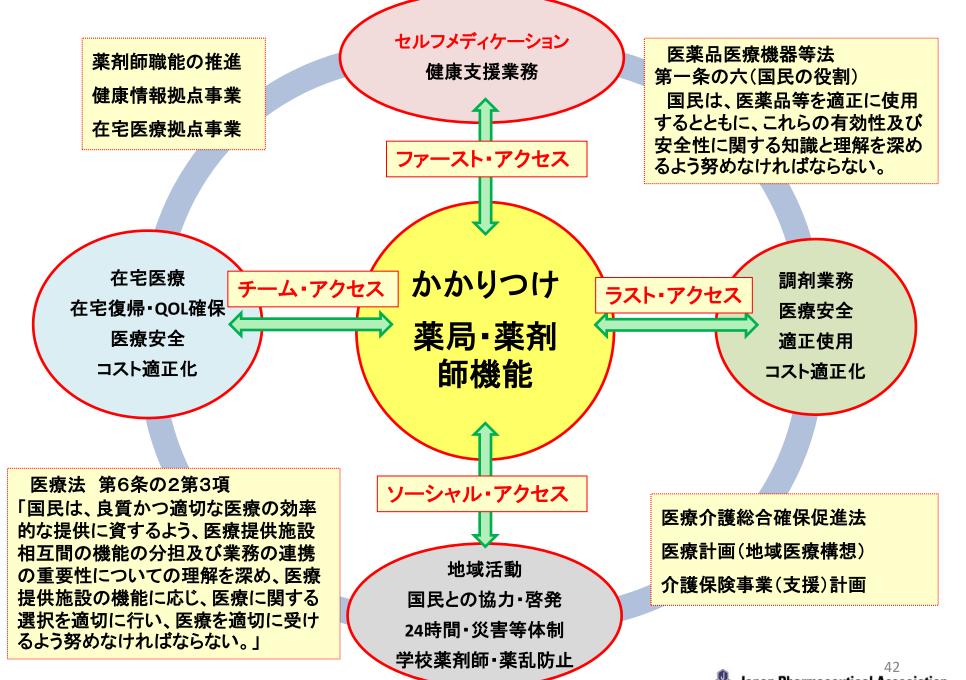
▶再生医療等製品の特性を踏まえた授与等の例外的許容

**自家細胞を用いた再生医療等製品**について、製品の安全性が確保されていることを前提に、患者の求めがあることや医師が有用性を認めていることなど一定の要件を満たす場合に限り、**いわゆる規格外品の販売・授与等を認める**。 ※このほか、リアルワールドデータの薬事申請への利活用の明確化を実施。

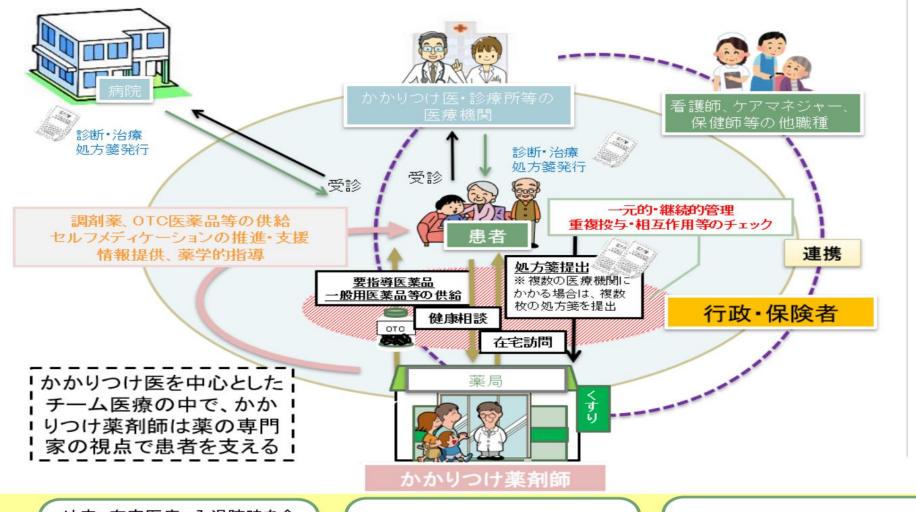
### 4. 国民への医薬品の適正な提供のための薬局機能の強化等

▶薬局の機能等のあり方の見直し

外来患者への調剤・服薬指導、在宅患者への対応、医療機関や他の薬局等との連携、地域住民への相談対応等の薬局に求められる基本的な機能を有し<u>地域住民</u> による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局を都道府県知事が<u>「健康増進支援薬局」として認定</u>し公表する。



# 地域包括ケアシステムにおける連携



より一層の 取組を進める キーワード 外来、在宅医療、入退院時を含めた地域の医療機関、医療提供施設との情報連携 (薬局薬剤師と病院薬剤師の連携を含む)等

患者の服薬情報の一元的・継続的 管理(OTC医薬品を含む) 後発医薬品に関わる情報提供 等 医療安全へのより一層の取組 (副作用報告やRMP) ポリファーマシー対策 AMRの取組 等

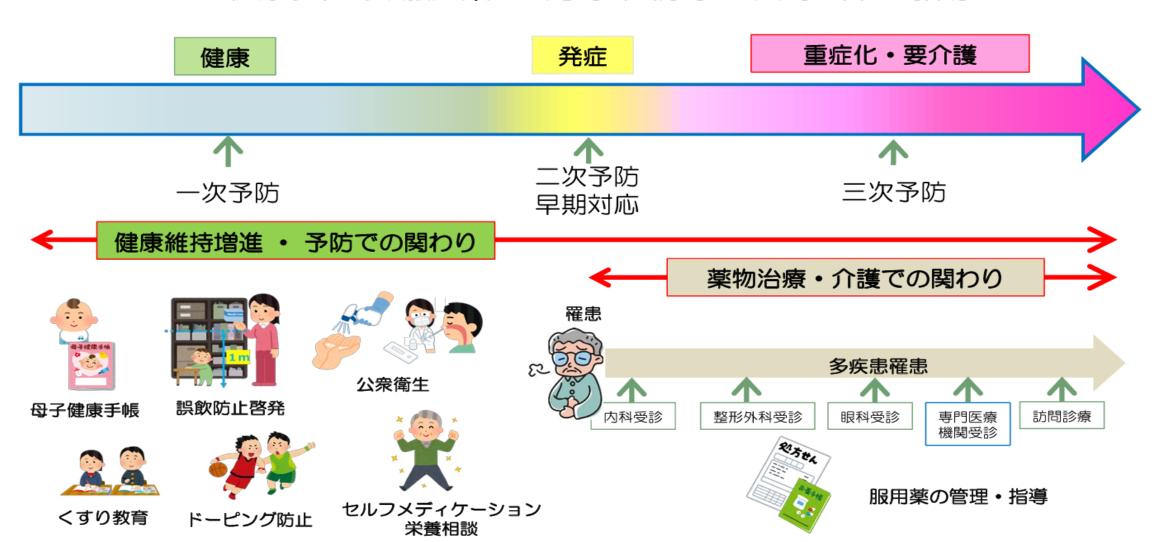
# 薬局薬剤師の目指すべき方向は?

# 薬局薬剤師DXに積極的に取り組み

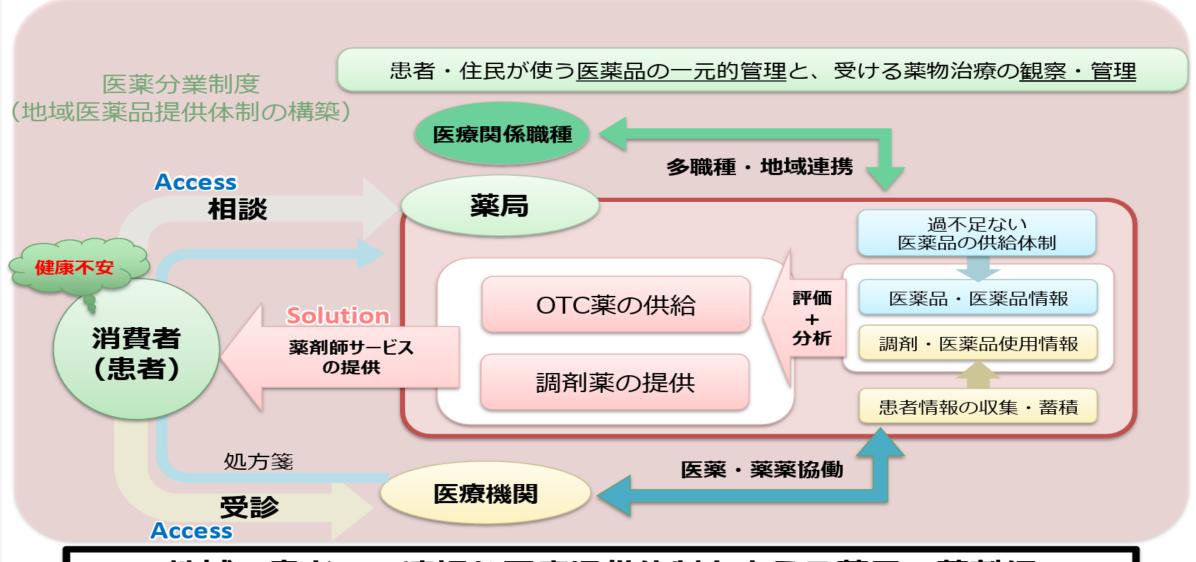
- 1. 医療用から、OTC医薬品まで、全ての医薬品に係わる職能である薬剤師
- 2. 服薬状況等の一元的・継続的な把握、服薬指導を行い、その内容を記録し、 他の医療提供施設で診療又は調剤に従事する医師、歯科医師、薬剤師へ提 供する等連携推進することにより医薬品の安全確保とともに、医薬品の持 つ有用性を最大限に引き出すことのできる薬剤師
- 3. 調剤という、一つのプロセスに係わる薬剤師ではなく、健康維持から、 疾病予防、治療、の全過程に係わることのできる薬剤師

# これからの薬局・薬剤師が果たす役割

誕生から終末期に至る、ライフステージ全てを通じた薬剤師による健康サポート、服用薬の一元的・継続的・全人的な管理・指導



# 将来目指すべき薬剤師・薬局の姿(地域に貢献する薬剤師・薬局のビジョン)



地域・患者への適切な医療提供体制を支える薬局・薬剤師 国民皆保険、地域包括ケアシステムに貢献する薬局・薬剤師の実現

# 薬剤師を取り囲む環境変化の中で

働き方改革における医師を中心とした医療の中で貢献

医療で役立っていることが社会に理解される

自信を持って医療の進歩に参画する

薬学教育は変わらねばならない 改訂モデルコアカリキュラム 実務実習

ジェネラリスト十専門性(知識・技能・心(外見的には態度: 火事場で水を持寄る気持ち))

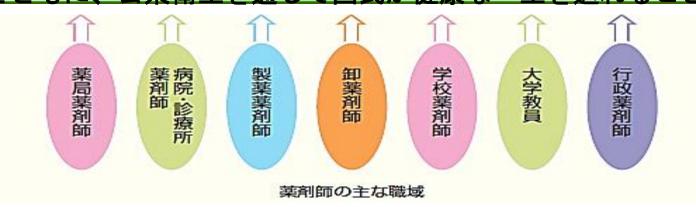
科学者として→問題発見→解決

# すべては国民のために

# 国民

薬剤師はすべての医薬品に関し、主体性をもって社会的責任を果たす!

医薬品に関するすべての業務、即ち、研究、開発、治験、製造、流通、試験、管理、情報、調剤、指導、相談、販売に至るまで、すべての職域の薬剤師が一元的に責任と主体性を持つことによって、最終的にすべての医薬品の適正使用(有効性・安全性・経済性)を担保するとともに、公衆衛生を通じて国民が健康な一生を送れることに貢献する。



# ご清聴ありがとうございました。

# 薬のことなら、薬剤師へ。

